

主たる営業所等届出書

の提出はお済みですか？？

古物営業法の改正により、現在、古物営業許可を持っているすべての古物商は「主たる営業所等届出書」を提出する必要があります。

令和2年3月31日までに「主たる営業所等届出書」を提出しなかった場合、**古物営業許可は失効**してしまいます。未提出の方は、すみやかに営業所を管轄する警察署の生活安全担当窓口に提出してください。

届出書提出の流れ

- ① 沖縄県警ホームページ又は警察署窓口で「主たる営業所等届出書」を入手し、必要事項を記入する。
- ② 営業所を管轄する警察署に提出する。

※持参するもの

上記届出書、古物商許可証、委任状(代理人が提出する場合)、窓口に来る人の身分証明書

受付時間 平日09:30～12:00、13:00～18:15



《お問い合わせ先》

沖縄県警察本部
生活安全企画課審査第二係
(098)862-0110 内線3043
又は営業所を管轄する警察署へ！

忘れずに提出を！！